

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【教育】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等																																																										
西之表市	教育	奨学資金貸付制度	<p>★ 西之表市では、有能な人材を育成することを目的として、向学心に燃え、その能力が充分であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難である方に対して奨学金を貸与しています。</p> <p>【応募の資格】 高等学校以上の学校に在学し、保護者が本市に在住している方</p> <p>【選考の基準】 保護者の所得等により、市奨学生選考委員会で審査し、市教育委員会で決定します。</p> <p>【貸与額(H28年度以降新規貸与者)】 ・高等学校に在学し自宅通学の生徒 月額12,000円以内 ・高等学校または高等専門学校に在学し自宅通学以外の学生・生徒 月額25,000円以内 ・大学(短期大学含む)または専門学校に在学している学生 月額40,000円以内</p> <p>※ 平成28年度以降の奨学資金の貸与から適用し、平成27年度までの奨学資金の貸与については、貸与額の変更はありません。</p> <p>【返還の期限】 年度ごとに借用書記載の返還期日までに、年賦、半年賦、月賦により納入してください。返還期間は、貸与終了翌月から起算して10年以内です。</p> <p>【返還の猶予】 疾病その他の理由により返還が困難になったときは、願い出により返還の猶予ができますが、加えて西之表市奨学生であった方が最終学校を卒業後、返還期間内に本市に住居登録し、引き続き市内に居住し、かつ、本市において就業しているときは、その期間、願い出により返還を猶予することができます。</p> <p>【返還の免除】 西之表市奨学生であった方が最終学校を卒業後、返還期間内に本市に住居登録し、引き続き5年間市内に居住し、かつ、本市において就業していたときは、願い出により奨学資金の全部または一部の返還を免除することができます。但し、返還について滞納のある方、市税等の滞納のある方または公務員として採用された方は免除を受けることはできません。</p>																																																										
いちき串木野市	教育	ファミリーサポートセンター事業	<p>★ ファミリーサポートセンターへの会員登録を行うことで、保育所・幼稚園・児童保育などへの送り迎えや、放課後の一時預かりなどの援助を受けることができます。</p> <p>【利用料金】 ・月曜日から金曜日(祝日を除く) 7時から19時 : 300円/30分 ・上記以外 土日・祝日 : 350円/30分</p>																																																										
いちき串木野市	教育	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	<p>★ 授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。 利用時間は最長19時まで、保育料は各クラブや利用時期によって異なります。</p>																																																										
南さつま市	教育	就学援助事業	<p>★ 南さつま市では、文部科学省の方針に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し下記のとおり学用品費等を支給しています。また、対象児童生徒が虫歯等の学校病の治療のため受診する際の費用を免除する医療券を発行しています。</p> <p>1.対象者 (1)生活保護を受給している場合(修学旅行費と医療券を支給) (2)市民税の非課税・減免又は固定資産税の減免を受けている場合 (3)国民年金保険料の免除を受けている場合 (4)国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合 (5)児童扶養手当の支給を受けている場合 (6)世帯更正資金による貸付を受けている場合 (7)保護者の職業不安定により生活状況が悪いと認められる場合 (8)学級費・PTA会費等の納付金の減免が行われている場合 (9)学校納付金の納付状況が悪い場合、また学用品、通学用品等に不自由している者で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる場合 (10)経済的理由による欠席日数が多い場合</p> <p>2.内容 学用品等の支給や修学旅行費などの援助</p> <p>3.支給限度額等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2~6年</th> <th>1年</th> <th>2・3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td colspan="2">11,420円</td> <td colspan="2">22,320円</td> <td>8月と12月に分割して支給</td> </tr> <tr> <td>通学用品費</td> <td>—</td> <td>2,230円</td> <td>—</td> <td>2,230円</td> <td>8月に支給</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費</td> <td>20,470円</td> <td>—</td> <td>23,550円</td> <td>—</td> <td>4月認定者のみ8月に支給</td> </tr> <tr> <td>校外活動費</td> <td colspan="2">保護者が負担する実費(但し上限1,570円)</td> <td colspan="2">保護者が負担する実費(但し上限2,270円)</td> <td>参加後に支給</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td colspan="2">保護者が負担する実費</td> <td colspan="2">保護者が負担する実費</td> <td>参加後に支給</td> </tr> <tr> <td>乗道着</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>保護者が負担する実費(但し上限7,510円)</td> <td>—</td> <td>購入後に支給(要領収書)</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td colspan="2">給食費の8割</td> <td colspan="2">給食費の8割</td> <td>8月・12月→4ヵ月分 3月→3ヵ月分支給</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td colspan="2">医療券を交付</td> <td colspan="2">医療券の交付</td> <td>但し学校病に限る</td> </tr> </tbody> </table>	種類	小学校		中学校		備考	1年	2~6年	1年	2・3年	学用品費	11,420円		22,320円		8月と12月に分割して支給	通学用品費	—	2,230円	—	2,230円	8月に支給	新入学児童生徒学用品費	20,470円	—	23,550円	—	4月認定者のみ8月に支給	校外活動費	保護者が負担する実費(但し上限1,570円)		保護者が負担する実費(但し上限2,270円)		参加後に支給	修学旅行費	保護者が負担する実費		保護者が負担する実費		参加後に支給	乗道着	—	—	保護者が負担する実費(但し上限7,510円)	—	購入後に支給(要領収書)	学校給食費	給食費の8割		給食費の8割		8月・12月→4ヵ月分 3月→3ヵ月分支給	医療費	医療券を交付		医療券の交付		但し学校病に限る
種類	小学校		中学校		備考																																																								
	1年	2~6年	1年	2・3年																																																									
学用品費	11,420円		22,320円		8月と12月に分割して支給																																																								
通学用品費	—	2,230円	—	2,230円	8月に支給																																																								
新入学児童生徒学用品費	20,470円	—	23,550円	—	4月認定者のみ8月に支給																																																								
校外活動費	保護者が負担する実費(但し上限1,570円)		保護者が負担する実費(但し上限2,270円)		参加後に支給																																																								
修学旅行費	保護者が負担する実費		保護者が負担する実費		参加後に支給																																																								
乗道着	—	—	保護者が負担する実費(但し上限7,510円)	—	購入後に支給(要領収書)																																																								
学校給食費	給食費の8割		給食費の8割		8月・12月→4ヵ月分 3月→3ヵ月分支給																																																								
医療費	医療券を交付		医療券の交付		但し学校病に限る																																																								
南さつま市	教育	学校給食費無償化事業	<p>★ 1.対象者 南さつま市立の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒の保護者。</p> <p>2.助成内容 学校給食に係る食材費の全額を市が負担することにより、学校給食費を全額無料にしています。</p>																																																										
南さつま市	教育	学校給食費補助金交付事業	<p>★ 南さつま市立学校以外の学校(小学部及び中学部に限る。)に通学する児童生徒の保護者で南さつま市内に住所を有する者が負担すべき学校給食に要する経費に対し、補助金を交付しています。</p> <p>(1)対象 ○南さつま市立学校以外の学校(小学部及び中学部に限る。)に通学する児童生徒の保護者で南さつま市内に住所を有する者</p> <p>(2)内容 ○負担すべき学校給食に要する経費</p> <p>(3)支出限度額等 ○予算の範囲内において交付 ○学校給食に限る ・全児童生徒に一律に提供 ・選択制(注文・申込等)ではない</p>																																																										
長島町	教育	ぶり奨学金償還補助金	<p>★ 地域で育った人材が故郷に帰って行くことを支援するため、保護者が連携金融機関から借りた奨学ローンの返済額の全部又は一部について補助する。</p>																																																										

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

【教育】

平成29年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
長島町	教育	学校給食費補助金	保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援することを目的として学校給食に要する経費を補助する。 【補助対象者】 町立の小・中学校に通学する児童生徒又は住所を有し特別支援学校等の小・中等部に通学する児童生徒の保護者 【補助対象額】 保護者が負担すべき学校給食費の全額
大崎町	教育	放課後児童クラブ	★ 放課後や長期休業中保護者が児童を保育できない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の保育を行います。 1 対象者 放課後に児童を保護する者のいない家庭の町内に居住する小学校全学年
東串良町	教育	学校給食費補助金	★ 東串良町立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、給食費の負担金を補助することにより、経済的な負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図る。 補助額 児童生徒1人当たり月額2千円。年度内における児童生徒の在籍月数(8月を除く)を乗じた額(日割り計算による給食がある場合は、実給食数に1食単価補助相当額110円を乗じた額を加えた額)
南大隅町	教育	給食食材費支援事業	★ 子育て世代(園児・児童・生徒の保護者)の負担の軽減を図るために、食材の購入費用を町が一部負担します。 1 対象者 南大隅町立の幼稚園・小学校・中学校に通う児童生徒の保護者 2 助成内容 食材の購入費用を町が一部負担 給食費(自己負担額) 一律 月額 1,000円
肝付町	教育	放課後児童健全育成	★ ■支援内容(概要) 保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。 ■対象条件等 保護者が労働等により、屋間家庭にいない小学校に就学している児童とします。なお、保護者の「労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象とします。
屋久島町	教育	山海留学制度	★ 町内の小・中学校への山海留学を希望する児童生徒を募集しています。 (かめんこ留学・永田 まんてん留学・栗生 じょうもん留学・八幡 ひょうたん島留学・口永良部島) ○留学助成金として留学生1人につき、3万円/月支給します。
屋久島町	教育	育英奨学資金	★ 屋久島町に3年以上在住している者の子弟で、かつ、学業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難であるものに対し、奨学金を貸与します。 ○鹿児島県立屋久島高等学校に在学している者 月額 1万円 ○高等学校及び高等専門学校に在学している者で、前号に掲げる者以外のもの 月額 2万円 ○大学及びこれに準ずる学校等に在学している者 月額 3万円 ○町長が特別な事情があると認めた者に対しては、月額10万円の範囲内において貸し付けることができる。
屋久島町	教育	遠距離通学児童生徒通学定期券交付	本町内に存する町立学校に通学している児童生徒で、通常の通学手段により自宅から学校の校門までの通学距離が、小学校にあっては4km以上、中学校にあっては6km以上のものに通学定期券を交付する。
屋久島町	教育	屋久島高等学校通学バス運行	本町唯一の県立高校である屋久島高校に在学する生徒の通学に供するバスを運行している。
大和村	教育	高校生通学バス定期券代助成	★ 大和村内には高校がないため、奄美市内の高校に進学する必要がありますが、定期券代が世帯の負担とならないように通学バス定期券代の全額を助成します。
宇検村	教育	高校生等通学バス助成金	★ 村外の高校へ通学するバス定期券代全額助成 ・定期券を購入後、助成金申請をします。
瀬戸内町	教育	にほんの里・加計呂麻留学	★ 加計呂麻島、請島、与路島、及び久慈集落(本島側)の小中学校へ通う、町外からの児童を持つ世帯に対し助成金を支給します。 1 対象者 町外から転入される、小学1年生～中学3年生の児童生徒を持つ世帯 2 助成額 生徒1人あたり3万円※中学卒業まで 家賃の1/2(上限額11,000円)※入居後1年間
瀬戸内町	教育	古仁屋高校生生徒通学費等補助	★ 通学距離が6kmを超える生徒に対し通学定期割引運賃の1/2を支給 加計呂麻島からの通学費は全額補助
瀬戸内町	教育	古仁屋高等学校ふるさと留学扶助費交付	★ 郡内から古仁屋高校へ留学している生徒に対し月額30,000円を扶助 群外から古仁屋高校へ留学している生徒に対し月額50,000円を扶助
龍郷町	教育	高校生バス通学費助成	★ 奄美大島本島内に所在する高等学校に在籍する高校生で、バス通学する場合に経費負担の軽減を図ります。 助成金の額は、高校生1人につき定期券購入額(全額)とします。 (1)高校生、保護者とも龍郷町内に住所を有していること。 (2)保護者が、原則として町税及び各種使用料等が納付されていること。
龍郷町	教育	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	★ 放課後や長期休業中に、保護者が児童を保育できない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、その児童の保育を行う事業です。 放課後に児童を保護する者のいない家庭の町内に居住する小学校全学年を対象とします。
徳之島町	教育	ふるさと留学制度	★ 小学1年生～中学2年生を対象にした1年間の里親留学制度で、町立手々小・中学校で募集しています。
徳之島町	教育	テレビ会議システム	★ 島内の学校では、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を実施するなど、小規模校における少人数指導の改善を行っています。
徳之島町	教育	学士村塾・向学塾の開講	◆学士村塾 旧帝国大学出身者を多く輩出した「ヤンキチシキバン」の教育・子育ての教育風土を背景に、児童生徒の自学自習の場として地域の公民館等で「学士村塾」を開講しています。 ◆向学塾 夏休みには小中学生を対象に「向学塾」を開講し、中学生の部においては大学生の講師による学習指導が行われており、児童生徒の学力向上に取り組んでいます。
伊仙町	教育	幼稚園預かり保育	★ 幼稚園の終了時間が来て、預かり時間を延長できる制度(月～金の17:30まで夏季休業中も含む) 伊仙町内の幼稚園に入園している場合等